総合特別区域評価・調査検討会における評価結果［観光立国・地域活性化（観光等）］

平成26年度

正

準

環境観光モデル都市づくり推進特区［指定：平成23年12月、認定：平成24年9月］

正：平成26年3月末までに計画が認定された地区／準：平成26年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ｉ）＋ⅱ）の平均値　（2.0＋2.5）／2＝2.3　**2.3**

ｉ）取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

	評価指標	進捗度	評点
1	世帯あたりにおけるCO2排出量（家庭部門，運輸（旅客部門）の自家用乗用車利用による排出を含む）	14%	1
2	環境学習等を目的とした産業観光客数	68%	3

評価指標毎の進捗の評価の平均値　（5×0＋4×0＋3×1＋2×0＋1×1）／2＝2.0　**2.0**

※1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ⅱ）取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　**2.5**

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ｉ）、ⅱ）、ⅲ）の平均値　(3.3+3.0+2.3)／3＝2.9　**2.9**

ｉ）規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置による事業の実績及び評価
（事項）
・住宅（社宅）における直流配線に関する基準の明確化
（概要）
・国との協議の結果、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠を有している場合には、直流配線設備を施設することが可能と確認できたことから、社宅への直流配線を実証する前段階として、PVから改造EVへの直流充電の実証を実施。

（事項）
・改造電気自動車等のバッテリーから家庭への給電に関する基準の明確化
（概要）
・国との協議の結果、従来から定められている蓄電池に係る技術基準が適用されることが示されたことから、H25年1月から市販EV10台を利用した給電の実証を実施。

専門家による評価の平均値　**3.3**

ⅱ）財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値　**3.0**

ⅲ）地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値　**2.3**

Ⅲ 総合評価

（専門家所見（主なもの））

2.8

・「環境学習を目的とした産業観光客数」については、かなりターゲットや戦略、体制が明確になった点が評価できる。今後、現在の戦略の成果が現れる事に期待する。
・EVの普及、充電インフラの整備が全国的に遅れているため、効果が出にくいのはやむを得ない。充電箇所と観光目的地を一致させる等、観光客の利用促進に繋げる工夫が必要。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値　2.8

評価結果

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを平均して算出　(2.3+2.9+2.8)/3＝2.7

2.7

（注）評価に係る評点の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。